

令和 2 年 8 月 4 日  
関 東 信 越 厚 生 局

## 元保険医療機関及び保険医の行政処分等について

令和 2 年 7 月 2 9 日、関東信越地方社会保険医療協議会に「保険医療機関の指定の取消相当」及び「保険医の登録の取消」について意見伺い及び諮問した結果、これらを妥当とする建議及び答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分等とすることを決定しましたのでお知らせします。

### 【行政処分等の内容】

#### 1 保険医療機関の指定の取消相当

- |                |                |            |   |
|----------------|----------------|------------|---|
| (1) 名          | 称              | 医療法人社団 孝真会 | こばやし歯科診療所                                   |
| (2) 所          | 在              | 地          | 東京都新宿区笹笥町 3 7 番地 1<br>アーバンハイツ山本 1 階 1 0 1 号 |
| (3) 開          | 設              | 者          | 医療法人社団 孝真会 理事長 小野 裕輔                        |
| (4) 指定の取消相当年月日 | 令和 2 年 8 月 4 日 |            |   |

※ 当該保険医療機関は、平成 2 9 年 4 月 3 0 日付けで廃止となっていることから指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定の取消の行政処分と同等の取扱いとするものです。

#### 2 保険医の登録の取消

- |              |   |               |
|--------------|---|---------------|
| (1) 氏        | 名   | 小野 裕輔 (5 1 歳) |
| (2) 登録の取消年月日 | 令和 2 年 8 月 4 日                            |               |
| (3) 根拠となる法律  | 健康保険法 (大正 1 1 年法律第 7 0 号)<br>第 8 1 条第 2 号 |               |

### 【行政処分等に至った経緯】

複数の保険者から、被保険者（患者）が実際には受診していないにもかかわらず、診療報酬が請求されている旨の情報提供があり、不正請求が疑われた。

当該情報内容を確認する必要性が認められたため個別指導を実施しようとしたが、平成 2 9 年 4 月 3 0 日付けで医療機関を廃止していることが判明したので、患者調査を実施した。

当該調査の結果、実際には全く診療を行っていないにもかかわらず、診療報酬を請求していたことが強く疑われたことから、平成 3 0 年 1 月から平成 3 0 年 4 月まで計 3 回の監査を実施したところ、度重なる監査の通知にもかかわらず、正当な理由なく

出頭せず、監査を拒否した。

**【行政処分等の主な理由】**

1. 保険医療機関

元開設法人代表者である小野裕輔は、監査への出頭を求められ、正当な理由なく、監査を拒み、忌避した。

2. 保険医

健康保険法等に基づく監査を実施する旨、通知したが、保険医である小野裕輔歯科医師は、正当な理由なく監査を欠席した。

このことは、健康保険法等に基づく監査について、保険医が、出頭を求められてこれに応ぜず、検査を拒み、忌避したものであり、保険医及び保険薬剤師の登録の取消を定めた健康保険法第81条に該当する。